

獨逸道路交通法

路面軌道ノ建設及運轉ニスル法律(二)

多 田 基

本法ハ一九三七年十一月十三日ヨリ施行ス。

本法ハ、一九三四年十二月四日ノ陸上旅客運輸ニ關スル

第二條

特殊軌道

法律第三十九條ニ基ヅキ以下ノ如ク制定ス。
I 一般規則
第一條

高架鐵道及地下鐵道トシテ、架空鐵道、齒輪鐵道又ハ鐵索道トシテ施設サレタル或ヒハ新設セラルル路面軌道ノ建設及運轉ニ關シテハ、監督官廳ハ補足的規定ヲ公布スルヲ得。但シ本規定ハ獨逸交通大臣ノ認可ヲ要ス。

第三條

監督

(一) 軌道施設及車輛ノ製作並ニ維持及路面軌道ノ運轉ニ對シテハ安全ト秩序ヲ最高原則トス。

(一) 路面軌道ノ建設及運轉ニ關スル監督(技術的監督)
ハ、營業本部ノ所在スル地區ノ軌道監督官ガ爲スモノト

ル要求ニ應ズベシ。

ス。

(1) 行政監督ハ、一九三五年三月二十六日ノ法律施行

第五條 軌 間

法第一條ニ掲タル官廳(認可官廳)ノ權限ニ屬ス。

(iii) 疑問ノ生ジタル場合ハ、獨逸交通大臣之ヲ決定ス。

II 軌道施設

第四條

軌道敷設

(1) 軌道運轉並ニ路面交通ニ有利ナル軌道敷設ヲ爲ス

ベシ。

第六條

軌道ノ状態

(1) 公道ノ交通面ノ内部ニ新シク敷設セラルル軌道ハ、建築物ノアル地區ニ於イテハ、一般ニ道路ノ中央ニ敷設スベシ。之ヲ爲シ得ザル限り、車道内ノ軌道ノ位置ハ、

一方ヨリ他方へ移行セシヌルコトヲ得。但シ事情不可避ヲ前提トスベシ。

(iii) 都市地域以外ニアリテハ、軌道ハ、國道及第一級道路ノ路體ニ於イテ、他ノ軌道敷設ノ不可能ナル場所ニノミ新設シ得ルモノトス。

最低間隔ハ、土地ニ種々ナル高低アル場合モ新設及既設軌

(1) 總べテノ路面軌道ニハ、軌間ノ基本的幅員ヲ決定スベシ。軌間ハ、軌條ノ上縁丸耗下、軌道軸(Gleisachse)ト垂直ニ軌頭(Schieneenkopf)ノ間ヲ測定スベシ。

(1) 軌道曲線ノ軌間ノ擴大、又ハ運轉ノ結果トシテノ擴大及軌間ノ狹小ノ限度ヲ決定スベシ。此ノ場合、車輛ノ構造種類ヲ考慮スベシ。

(1) 接近シ得ラルル軌道ハ、車輛ノ最大突出部分ガ、(a) 他ノ固定物及

(b) 近接軌道上ニアル車輛ノ最大突出部分

トノ間ニ最低間隔ヲ有スルヤウ敷設スベシ。而シテ該間隔ハ、軌道ノ傍ニ荷卸シ又ハ積荷ヲナス場合ニ於イテモ保持スベシ。

道ニ對シ決定スペシ。

(二) 其ノ他總ベテノ軌道ニ對シテハ、適當ナル安全方法ノ講ジラレタル場合、第一項ノ最低間隔ヲ、保持スルニ及バズ。

(三) 道路ノ車線ニ敷設セラレタル軌道ニ對シテハ、條溝幅員ノ最大限ヲ決定スペシ。

第七條

軌道勾配ト軌道曲線

車輛ノ構造種類及運轉狀態ヲ考慮シ

(c) 軌道ノ最強ノ許可縦勾配

(d) 軌道曲線ノ最小許可半徑

(e) 軌道曲線ノ内側軌條ニ對スル外側軌條ノ超高ノ程度ヲ決定スベシ。コノ起高程度ハ、都市ノ道路狀態ニ依リ

テ止ムヲ得ザル時ニノミ違背シ得ルモノトス。道路ノ縱横側面ハ、コノ超高ニ依リテ許可ナク變更スルヲ得ズ。

第八條

信號、標識及通信機關

(一) 信號及標識ヲ如何ナル範圍ニ使用スベキカハ、夫レ夫レ軌道ニ對シ決定スペシ。

(二) 全路線ニハ、電話又ハ其ノ他ノ通信機關ニ依リテ軌道監督部停車場及其ノ他ノ運輸事務所トノ意思ノ疎通ヲ計ル十分ナル機會ヲ軌道從業員ニ與フベシ。

(三) 公道ノ交通地區内ノ路線ノ信號及標識ハ一九三七年十一月十三日ノ道路交通取締規則ニ從ハザルベカラズ。

(四) 公道ノ交通地區外ノ軌道部分ニハ鐵道信號規則ノ標識ヲ利用シ得ルモノトス。但シ本地區ノ決定ヲ行フベシ。

第九條

停 留 所

(一) 停留所ハ、交通上差支ヘナキ限り、運輸上有利ナル地點ニ設置スペシ。

(二) 公道上ノ停留所ハ、運轉手及道路利用者ニ良ク認メラレザルベカラズ。

(三) 獨逸交通大臣ハ、停留所標識ヲ統一的ニ規定シ得

ルモノトス。

第十條

軌道トノ交叉

- (一) 鐵道建設及運輸法ニ從ヘル鐵道トノ等高交叉(平面交叉)ハ、獨逸交通大臣ノ認可アル時ノミ許可ス。
- (二) 第一項ニ規定セル交叉ニハ、鐵道交叉ニ關スル鐵道建設及運輸法ノ規定ヲ適用スペシ。

- (三) 等高交叉ニ於イテ、
(a) 路面軌道ガ交叉シ合ヒ、其ノ内勘クトモ一軌道

ガ公道ノ交通地區外ニアル場合

- (b) 鐵道建設及運輸法ニ從ハザル其ノ他ノ軌道ト路面交叉セル場合
ニ於イテハ、獨逸交通大臣ハ許可權ヲ他ノ官廳ニ移託シ得ルモノトス。

第十一條

踏 切

- (一) 公道ノ交通地區外ノ路面軌道ニ於イテ、接近シ來ル軌道車輶ニ開放サレタル(第四十二條)踏切ニハ、十字

型警戒標識ヲ設置スペシ。

- (一) 監督官廳ハ、地域的事情ニ應ジ特別規定ヲ設ケ又ハ其ノ他ノ安全方策ヲ要求シ得ルモノトス。

第十二條

地 上 工 事

地上工事ノ負擔能力ハ、車輪壓及走行速度ヨリ生ズル最大要求ヲ常ニ充タザルベカラズ。

第十三條

橋 梁

- (一) 橋梁ノ負擔力ハ、適當ナ期間内ニ細密ナル試験エザルベカラズ。

- (二) 勾配軌道ノ橋梁ハ、適當ナ期間内ニ細密ナル試験ヲ施行スペシ。試験施行ニハ一定期間ヲ決定スペシ。

- (三) 事業者ハ、勾配軌道ノ橋梁ニ對シテ橋梁名簿ヲ作成シ、ソノ内ニ橋梁ノ種類、建設年度及地點名並ニ試験結果ヲ記入スペシ。

第十四條

發電、配電、工場及管理施設

(一) 獨逸交通大臣ガ路面軌道ニ對シ特別ヲ規定ヲ設ケ

ザル限り、發電、配電、工場及管理施設ハ、獨逸電氣技術

聯盟ノ規定ニ從フモノトス。本規定ハ、自國並ニ外國ノ管

理施設ガ錯綜シ又ハ相互ニ接近セル場合ニモ亦適用ス。

(二) 供給發電所ガ、

車輪及車輪ノ狀態

(a) 軌道經營ノ要求ニ必要ナル安全性ヲ以テ常ニ應

(一) 車輪ハ輪緣ヲ有セザルベカラズ。但シ監督官廳ノ

許可アル時ヘ、例外トス。

(b) 並ニ軌道電力ノ供給ニ役立ツ動力施設ノ監督

(二) 總ペテノ種類ノ車輪ニ對シ、輪緣並ニ輪鐵ノ許可

磨損限度ヲ決定スベシ。

ヲ、常ニ事業者並ニ監督官廳ヲシテ行ハシムル義務ヲ負フ場合ハ軌道ト關係ナキ發電所ヨリ電力ヲ

(三) 車輪ハ總ペテノ軌道曲線ヲ安全ニ通過シ得ルヤウ

配置スベシ。

取得シ得ルモノトス。

第十六條

(三) 全體的管理ノ爲、停留場施設ヲ設ケル場合、道路

發條裝置

交通取締規則ノ第三條ニ於ケル土地並ニ建造物ノ公的施設

公的交通ニ役立ツ車輪ニハ完全ナル發條裝置ヲ施スペ

ノ承認ニ關スル規則ノ趣旨ヲ適用ス。警察署(施行法第一

第十七條

條第二項)ハ、路面軌道ガ賠償ヲナスベキヤ否ヤ、又ハ何

ノ程度ノ賠償ヲナスベキヤフ決定ス。警察署ノ決定ニ對シ

車輪ノ車臺ニハ、車輪ノ直接前方ニ確實ナル排障器又

テハ、施行法第三十五條第一項ニ依リ異議ヲ申シ立テ得ルモノトス。

救助裝置ヲ設クベシ。之等ノ裝置ハ、出來得ル限り廣イ範圍ニ作用シ、他ノ車輌部分ニ依リ、其レノ確實ナル作用ガ妨害セラルベカラズ。

第十八條

制動器

(1) 旅客運輸ニ定メラレタル總べテノ車輌ニハ、常ニ操作シ易キ制動器ヲ一個裝置スベシ。但シ其ノ内一個ハ手動式制動器トナスベシ。兩制動器ハ、同一ノ制動桿ニ作用シ得ルモノトス。

(1) 手動式制動器ハ、制動ノ場合

(a) 曲柄又ハ手動輪ヲ時計ノ針ノ動ク方向ニ廻ハシ

(b) 挺子式制動器ハ、制動者ノ身體ノ方向ニ動カシ。

(c) 曲柄及手動輪ノ不意ノ跳ネ返リヲ防止スルヤウ裝置スベシ。

(II) 電動車並ニ附隨車ノ運轉ヲ行フ場合、制動器ノ一

個ハ、運轉手席ヨリ操作シ得ラレル共通制動器トナサザルベカラズ。但シ

(a) 手動式制動器ノ裝置ガ附隨車ニ規定セラレタル場

合

(b) 又ハ、一臺ノ附隨車運轉ニシテ、之ガ電動車ニ依リ確實ニ制動セラレル場合ニ限り、コノ規定ニ從フニ及バス。

(四) 共通制動器ニハ、完全ナル平均制動減速(Bremsverzögerung)ヲ確定スベシ。之ハ、路線狀況、走行速度及交通上ノ顧慮ニ從フモノトス。

(五) 其ノ他、新電動車ニハ、手動式制動器ニ平均制動減速ヲ決定スベシ。

第十九條

撒砂

電動車ニハ確實ニ作用スル撒砂裝置ヲ設クベシ。本裝置ハ、時々前方ノ運轉手席ヨリ操作シ、制動セル第一車輪ノ前方兩軌條ニ砂ガ落下スルヤウ裝置スベシ。

第二十條

(1) 踏臺ニハ、誤レル側ノ昇降ヲ妨止スル爲、閉鎖裝

置ヲ施スベシ。

(二) 通常運轉ニ利用セラル電動車ノ踏臺ニハ、運轉手ノ爲ニ風雨除ヶ及眩光防止ヲ装置スベシ。

第二十一條

警戒並ニ意思疏通裝置ノ設置

(一) 總ペテノ運轉手臺ニハ、道路交通ノ參加者ニ警戒ヲ與ヘル爲ニ必要ナル裝置ヲ施サザルベカラズ。該裝置ノ作用ノ程度ハ、地域的事情ニ應ズルモノトス。運轉手ハ、晝間ニ於イテモ十分效果ヲ有スル特別裝置ニ依リテ、方向變化ヲ示サザルベカラズ。

(二) 總ペテノ車輛ニハ、從業員ガ相互ニ意思ヲ疏通シ得ル裝置ヲ施スベシ。

第二十二條

車輛ノ記入文字

(一) 車輛ニハ次ノ事項ヲ記入スベシ。

一、經營者名

二、車輛番號

三、自重

四、旅客運輸ニ用ヒラレザル車輛ニハ、其レノ荷重(積載量)

六、坐席及立席數

五、主要試驗ヲ受ケタル最近ノ時日

(一) 以上ノ文字ハ明確ニ記入スベシ。其レノ效果ヲ、他ノ記入文字、外側廣告ニ依リテ妨害スルヲ得ズ。

第二十三條

許可ト試驗

(一) 新車輛又ハ改造車輛ハ、許可ヲ受ケタル後ニ運轉スペシ。

(二) 公的交通ニ用ヒラル總ペテノ車輛ハ、二十萬車輛哩ノ運轉實績ヲ擧ゲタル後、尠クトモ五年目毎ニ細密ナル試驗(主要試驗)ヲ受ケザルベカラズ。車臺ノミノ車輛ニハ、簡單ナル試驗ヲナシ得ルモノトス。中間試驗ハ特別命令ニ依リテ施行ス。

(三) 蒸氣動力車輛、特別ナル建造型式、特別ナル動力

機關又ハ特殊目的ノ車輛ニ對シテハ、其レノ建造検査及試験ニ特別規定ヲ設クベシ。

IV 軌道經營

第二十四條

運轉管理

(一) 事業者ハ、安全且ツ秩序アル運營ト本法律規則ノ遵守ニ對シテ責任ヲ有スル經營管理者ヲ任命スベシ。大事業ニ於イテハ、個々ノ經營部門ニ責任ヲ有スル經營管理者ヲ任命シ、經營管理者ノ代表者ヲ決定スベシ。

(二) 經營管理者及代表者ハ、監督官廳ノ承認ヲ得ザルベカラズ。若シ、必要ナル個人的資格並ニ技術的教育ヲ缺ク場合ハ、コノ承認ヲ拒否シ得ルモノトス。監督官廳ハ、重要チル理由アル場合、本承認ノ取消シヲ行ヒ得ルモノトス。

(三) 獨逸交通大臣ハ、經營管理ノ職責及經營管理者ノ任命ニ對シ規定ヲ制定シ得ルモノトス。

第二十五條

從業員

列車編成

研究

(一) 外部ノ運轉業務ニ從事スル從業員ハ、有能ニシテ且ツ試験ニ合格シ、最低年齢二十一歳ノ品行方正ノ者タルベシ。簡單ナル運轉狀態ニアリテハ、十八歳迄ノ年齢低下ノ承認ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス。但シ之ハ、動力車輛ノ運

轉手並ニ補助警察官ノ權能ヲ有スル從業員ニハ適用セズ。

(二) 各從業員ニハ、行狀薄ヲ作製記入スベシ。

(三) 運轉從業員ニハ、其ノ職務ノ執行ノ必要ニ應ジテ服務規定ヲ定ムベシ。

第二十六條

軌道ノ維持、調査及監視

(一) 軌道ノ各線ハ、該軌道ニ許可セラレタル最大速度ヲ以テ危險ナク走行シ得ルヤウ維持スベシ。

(二) 軌道ノ秩序アル狀態ヲ常ニ調査スベシ。

(三) 監視スベキ道路交叉又ハ軌道ノ他ノ部分ヲ決定スベシ。

第二十七條

(一) 列車ハ、一臺ノ電動車、數臺ノ電動車又ハ附隨車ヲ有スル電動車ヨリ編成セラルモノトス。

(二) 旅客運輸ノミニ役立ツ列車ニハ、共通的制動器又ハ特別手動式動器ヲ有スル附隨車ノミヲ運轉スルコトヲ得。附隨車ガ電動車ニ依リテ安全ニ制動シ得ラレル場合、カカル附隨車ヲ伴フ列車ニハ例外ヲ認ムモノトス。

(三) 公的旅客輸送ノ列車ニ、旅客輸送ヲ行ハザル車輛ヲ連結スルトキハ、該車輛ガ共通制動器又ハ特別手動式制動器ヲ有スル場合ニ限ル。但シ後尾ニ連結スルモノトス。輕車輛ニ於イテハ例外トス。

(一) 列車職員ハ、運轉手及車掌ヨリ成ル。
(二) 列車職員ハ、運轉勤務中（走行及停車中）一役員ニノミ從屬ス。

(三) 各列車ニハ、一運轉手ヲ、各列車ニハ、旅客ヲ乗車セシメル列車ノ各車輛ニ車掌ヲ配置スベシ。之ト異ナリ、職員一名車輛トシテ運轉セラル列車ニ於イテハ、運轉手ガ同時ニ車掌ノ職務ヲ執ルモノトス。

第二十九條

列車職員

(一) 暮夜又ハ見透シノ利カザル天候ニアリテハ、各列車ノ尖端ニ車線ヲ十分照明スベキ明光ナル燈ヲ装置スベシ。完全ニ照明セル道路ニ於イテハ照明セル方同板ニテ足ルモノトス。

(二) 暮夜又ハ見透シノ利カザル天候ニ於イテハ、各列

(一) 制動器試験ト制動器操作
(二) 制動器装置ハ、運轉開始前ニ試験スベシ。强度勾配ヲ有スル路線ニ對シテハ、制動器試験ニ關スル特別規定ヲ適用スベシ。

第三十條

列車信號

制動器試験ト制動器操作

車ノ末端ニ赤色ノ尾燈又ハ反射燈ヲ裝置スペシ。

キハ、附隨車車輛ノ手動式制動器ヲ車掌ガ操作スベシ。之

ハ、特に共通制動器ノ故障ノ場合ニ適用ス。

第三十一條

列車職員ノ信號

(一) 運轉手ハ次ノ信號ヲ與フベシ。

(a) 危險時ニ於ケル警戒信號

(b) 道路交通ニ關係アル限り、方向變向ノ信號

(二) 車掌ト運轉手トノ意思ノ疏通ヲ計ルタニ、次ノ
信號ヲ與フベシ。

(a) 發車

(b) 停車（普通制動）

(c) 危險信號（應急制動）

第三十二條

方 向 板

第三十五條

運 轉 速 度

時間表ニ從ヘル列車ノ第一車輛ノ前方ニハ、暗夜ニ於イ
テモ明白ナル方向板ヲ掲グベシ。

第三十三條

各路線ニハ、最高速度及各線區ニ許可セラレタル最大速
度ヲ決定スベシ。時速六〇粍以上ノ最高速度ハ獨逸交通大
臣ノ承認ニ依リテノミ許可セラル。

車輛ノ旅客數

車輛ニハ、規定坐席數及立席數以上ノ旅客ヲ一般ニ乗車
セシムベカラズ。運輸理由ヨリ一時的ニ多數ノ旅客ヲ乗車
尙旅客ノ安全ヲ計ルコトヲ妨害セラレザルモノトス。

第三十四條

列車ノ間隔

列車ハ、前走車ノ急停車ノ場合、不利ナル路線、視界並
ニ天候狀態ニ於イテモ、常用制動器ニ依リテ適當ニ停車セ
シメ得ル間隔ニ於イテ、他ノ列車ニ追隨スベシ。此ノ他、
必要ニ應ジテ列車ノ追隨ヲ規定スベキ特別規定ヲ制定シ得
ルモノトス。

第三十二條